

輸出用GAP 農場用 管理点と適合基準【団体事務局用】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書はJGAP Basic及びAdvanceの団体審査の両方で使用します。パブリックコメントの際には「輸出用GAP」と「JGAP Basic2020」の2つの基準書を作成し、ご意見を募集しましたが、この表で全て対応しています。なお、輸出用GAPとJGAP Basicが分かるように記載しています(注1)。

No.	輸出用GAP または JGAP Basic			提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	管理点	分類(注1)			対応	管理点番号
1	1.1.	団体の基本情報の把握	輸出用/ Basic	会員	事務局が複数箇所あるのはまれな例ではないか、ここに書くほどのことか。	削除した。 ※1.2団体の組織体制、3.1団体事務局と農場との責任分担 も同様	1.1 1.2 1.3
2	1.2.	団体の組織体制	輸出用/ Basic	会員	団体事務局の責任者と内部監査の責任者の要件について、総合規則に記載しているだけでは審査で見落とす可能性があるのではないか。特に内部監査の責任者は内部監査結果が適切だったかを確認するので力量が求められるのではないか。	下記の適合基準を新規作成した。  団体事務局の責任者は下記のe)について、内部監査の責任者は下記のa~f)全てについて学習したことを説明できる。  a.食品安全衛生を含むGAPに関する最新知識 b.ハザード分析に基づくリスク評価に関する知識 c.農薬、肥料、労働安全、及び環境保全に関する基本的な知識 d.人権・福祉及び労務管理に関する基本的な知識 e.マネジメントシステム(団体統治)に関する知識 f. 監査に関する知識の保有及び監査能力	1.2.1
3	1.3	団体を構成する農場の情報把握	輸出用/ Basic	農場	個選共選の区別はこの理解でいいのか、農場の登録に必要か。  他にも農場から収集する記録があるのに守秘義務をわざわざ要求する必要があるか	削除した。	1.3
4	2.1	団体と農場との契約	輸出用/ Basic	農場	適合基準④「制裁措置」という表現はきつい感じを受け、相手に受け入れてもらえない可能性がある。	「契約違反の場合の措置」に修正した。  ※2.2団体と外部委託先の契約、4.3.1農場・農産物取り扱い施設に対する内部監査の実施、4.4.1外部委託先に対する内部監査の実施、5.1制裁措置の適用 も同様	2.1 2.2 4.3.1 4.4.1 5.1
5	3.2	団体・農場管理マニュアルの条件	輸出用/ Basic	指導員	②に事務局のことで農場のことが併記されておりわかりにくい。③は蛇足ではないか。	事務局を②、農場を③に分けてわかりやすくした。	3.2
6	4.1.2	利害関係を排除した内部監査の実施	輸出用/ Basic	指導員	事務局の監査を補佐役がやって適切な確認ができるのか。むしろ力量のある内部監査員が自分で自分の仕事を確認する方がいいのではないか。この場合、自己点検となるが、そもそも事務局は必ず外部審査を受けるので問題ないのではないか。	提案通り修正した。	4.1.2
7	6.1	団体内でのトレーサビリティ	輸出用/ Basic	会員	出荷記録があれば②は不要ではないか。	削除した。	-

No.	輸出用GAPまたはJGAP Basic			提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	管理点	分類(注1)			対応	管理点 番号
8	6.4	団体事務局を経由しない輸出用GAP(仮称)認証農場で生産された農産物の販売	輸出用	会員	管理点として用意すべき内容か、協会が奨励しているように見えてしまう	削除した。 「認証農場」「認証農産物」の定義で読み取れるため、わざわざ管理点を設けない。仮にそのような事実があれば農場・団体のルール違反を放置していることになる。	-
9	6.5	団体が購買した輸出用GAP(仮称)認証農場で生産された農産物の取扱い	輸出用	会員	管理点として用意すべき内容か。 協会が奨励しているように見えてしまう	削除した。 農場用の10.4で慣例的に実施されている茶に関しては要求があり、役割分担で団体にも適用されるため。	-
10	9.2	9.2JGAPマークは適切に使用されている	Basic	指導員	審査で確認しきれぬのか。	削除した。 9.1の「JGAPマークを使用する場合、団体事務局の管理の下、認証農産物にのみJGAPマークを使用している。」のみとする。	9.1
11	9.3	9.3JGAPマークの使用方法は規定に従っている	Basic	指導員	審査で確認しきれぬのか。	削除した。 9.1の「JGAPマークを使用する場合、団体事務局の管理の下、認証農産物にのみJGAPマークを使用している。」のみとする。	9.1
	なし	団体事務局によるJGAPマークの管理	輸出用	指導員	—	2012の記述にもどした。 GFSI承認にマークの有無は無関係と判明したため。	
12	10.1	団体・農場管理マニュアルの発行	Basic	技術委員	検証する責任者だけでなく、作成する責任者の明示が必要ではないか。	マニュアル作成または改定する場合、「①団体事務局の責任者及び内部監査の責任者により作成されている。」とした。	10.1
	9.1		輸出用				
13	10.3	団体・農場管理マニュアルの最新版管理	Basic	技術委員	改定の周知が重要なのではないか。	②に「変更された内容について、説明を実施し理解させる」適合基準を追加した。	10.3
	9.3		輸出用				
14	10.4	団体としての記録管理	Basic	指導員	農場用 管理点と適合基準「3.3記録の保管」と適合基準がそろっていない。	農場用 管理点と適合基準と記述を合わせた。	10.4
	9.4		輸出用				